

## Rotary Club of TAKADA Report

国際ロータリー第2560地区目標  
スローガン

ロータリーで善の循環を

高田ロータリークラブ会長方針

善いことをみんなと楽しく

よいことの  
ために  
手を取りあおう



2025-2026年度

国際ロータリー会長 フランチェスコ・アレツツォ

第2560地区ガバナー 室賀信宏

高田ロータリークラブ会長 霜村浩

幹事 原野聖子

広報・会報・雑誌委員会：

齋藤尚明 小池猛紀 川上裕一 阿曾 晋  
(熊田僚己・杉田貴子)

## 第32回例会 4月24日(金)

No.32

### 会長挨拶

### ● 霜村 浩



こんにちは。

来週からゴールデンウィークです。皆さんそれぞれ休暇を楽しんでいただきたいと思いますが、私の様に仕事で休みが無い方もあるかと。例会は2週お休みなので、3週間後また元気にお会いしましょう。

さて、先週の長野、今週の北海道三陸と、また大きな地震がありました。日本は本当に地震が多いですね。それに関連するお話になると思いますが…。糸魚川にあるフォッサマグナミュージアムに行ったことがある方は多いと思います。ヒスイを始めとした沢山の綺麗な石等が展示されています。最近ではラピスラズリが発見され、展示されているそうです。私は1年半ほど前初めて行ったのですが、展示の中で大変感動したのがありました。巨大なスクリーンに日本列島が誕生した様子が流れるのですが、それによると、日本列島の裂け目であるフォッサ

マグナに位置するこの高田、そして日本一高い富士山もかつては海の底にあったそうです。火山活動、隆起を繰り返し現在の形になったということなので、日本は何故地震が多いのかがわかる気がすると思います。まだフォッサマグナミュージアムへ行ったことが無い方は是非行ってみてください。そして、いつか必ず巨大地震が来るので備えをしましょう。

本日の卓話は、上越教育大学事務局長兼副学長 武井久幸さんによる「これまでの職務経験を活かして上越教育大学の発展に寄与する」です。よろしくお願いいたします。



### 出席報告

出席率 98.08%

### メイクアップ

大谷光夫君・霜村 浩君・原野聖子君：4/18 三条北  
RC 創立 70 周年記念式典  
霜村 浩君・本山秀樹君・山田 守君・飯塚宏佳君・  
細野 仁君・西山要耕君：4/18 衛星クラブ清掃活動  
高坂光一君：4/20 イスラムバード RC/メトロポリ  
タン

### ニコニコ BOX 紹介



高岡成介君：

5/30 岩の原ワインサロン in  
上越をデュオ・セレッツ様で  
開催致します。  
興味のある方は是非ご参加く  
ださい。

## 委員会報告



職業奉仕委員会：  
5/15 職場訪問/JCVの  
お知らせ



社会奉仕委員会：  
令和7年青森県東方沖地震  
における支援金のお願い

高坂光一君：バナー交換報告  
イスラマバードRC (メトロポリタン)



## 会員インフォメーション

高岡成介君：5/30 岩の原ワインサロン in 上越の  
お知らせ

## 幹事報告

配付物：週報No.31  
報告：5月1日と8日は休会日、次回例会は5月  
15日、5月15日新旧役員理事委員長引継会・申  
し送り事項提出お願い(5/7)まで

## 卓話

## これまでの職務経験を活かして上越教育大学の発展に寄与する

国立大学法人上越教育大学 事務局長兼副学長 武井久幸様

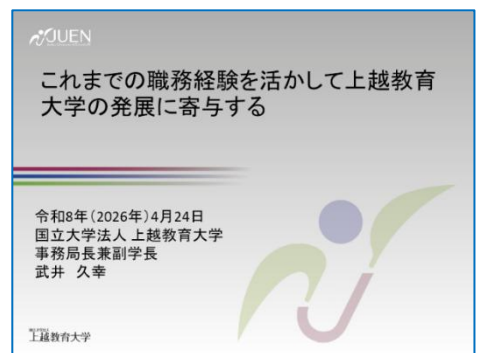


私は、これまで国家公務員として文部科学省において初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校段階の教育に関すること）に関する業務に多く従事して参りました。その中で、具体的には以下のとおり主に二つのテーマに携わってまいりました。

一つ目のテーマは、教育の機会均等、義務教育無償の精神を政策的に如何に担保し実現していくのか、といったことです。日本国憲法においては、義務教育は、これを無償とする、と定められており、また、国や地方公共団体が設置する義務教育については、授業料は徴収しないことが教育基本法にも定められています。これらの理念を実現するため、国は個別に法律を制定して

おり、それらに基づき、義務教育で最も費用の要する教員の給与費の3分の1を国庫負担したり、義務教育で使用する教科書を無償給与したり、さらには経済的理由によって義務教育への就学が困難な児童生徒へ市町村が学用品費等の援助を行った場合、これに要する経費について国が補助を行っております。もう一つのテーマは、生徒指導という分野についてです。この生徒指導に関する昨今の主な課題は、いじめ問題、不登校問題等ですが、国においては、これらの課題についての対策を推進するため法律を制定したり、全国的な実態調査や大学等に委託して調査研究を行ったり、児童生徒が悩み等を相談しやすいようスクールカウンセラーを配置するための経費について都道府県に補助を行っております。

以上のような国の初等中等教育行政に携わった経験と、九州大学や新潟大学において国立大学法人事務局長兼事務部長として勤務した経験を活かして、地域の学校教育の発展・充実に資するため、より良き教員の養成を目的とする上越教育大学の更なる発展に寄与できるよう精進してまいりたいと存じます。



国や地方公共団体の教育政策・施策は日本国憲法並びに教育基本法にその根拠がある

日本国憲法(抜粋)  
第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法(抜粋)  
第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける権利を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### 第5条

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。  
4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

